

【学校臨床心理専攻】

《令和3年度以降入学者用》

北海道教育大学大学院教育学研究科の教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー)

(令和3年2月18日制定)

(令和4年3月24日改正)

【大学院教育学研究科(修士課程 学校臨床心理専攻)】

本学大学院教育学研究科修士課程学校臨床心理専攻では、高度専門職業人としての教員や心理士等を養成するため、これらの人びとに求められる子どもを理解する力、分析してアセスメントする力、発達を支援していく力、保護者、学校、専門機関等との連携及び協働をコーディネートする力、実践的課題を発見して研究的な側面からアプローチする力並びにこれらの応用的な能力を基盤として支える専門的知識等を身に付けることができるように、以下の方針に基づき教育課程(カリキュラム)を構成・実施します。

- 1 教育課程(カリキュラム)は、専門科目及び課題研究によって構成する。
- 2 専門科目は、臨床心理学・教育学・教育心理学・特別支援教育学等を基盤とする学際的な領域である学校臨床心理分野に関わる専門的内容又は研究方法論、研究倫理等について学修することができるように構成する。
- 3 課題研究は、学校臨床心理分野の研究課題、研究方法論等についての考究を深め、学位論文(修士論文)に関する構想・研究調査・分析検討・論文執筆等及び最終試験に関わる指導を受けることができるように構成する。

また、上記の教育課程編成の方針に基づき、臨床心理学・教育学・教育心理学・特別支援教育学等を基盤とする学際的な領域にわたる実践と理論を往還する学びを提供するために、現職教員と学部直進者等キャリアの異なる学生間の交流や、4つの修学校をつないだグループ討論等の協働的な学びを取り入れた講義、演習、実習、修士論文指導を実施します。

学修成果の評価については、「北海道教育大学大学院教育学研究科履修規則」に定める評価基準及び「北海道教育大学大学院教育学研究科修士課程学位論文及び最終試験に関する審査基準」に基づき、講義、演習、実習等の授業形態に応じて、課題レポートや発表についての観察評価等の適切な評価方法により実施し、単位を認定します。

附 記

この方針は、令和4年4月1日から施行する。

【教職大学院】

≪令和3年度以降入学者用≫

北海道教育大学大学院教育学研究科の教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー)

(令和3年2月18日制定)

(令和4年3月24日改正)

【大学院教育学研究科(専門職学位課程 高度教職実践専攻)】

本学大学院教育学研究科専門職学位課程高度教職実践専攻では、高度専門職業人としての教員を養成するため、教員に求められる子ども理解力、学習指導力、マネジメント力、連携・協働力、実践的研究力を柱とする専門的知識と実践的指導力を身に付けることができるよう、以下の方針に基づき教育課程(カリキュラム)を構成・実施します。

- 1 教育課程(カリキュラム)は、共通科目、コース科目、北海道教育大学の特色ある領域科目、実習科目によって構成する。
- 2 共通科目は、全てのコースの基盤となる科目であり、共通5領域(各教職大学院において共通的に開設すべき授業科目の領域)について幅広い視野から学修することができるよう構成する。
- 3 コース科目は、各コースの特色、学生の興味や課題意識との関連によって履修することができ、また教育実践研究課題について多面的・重層的に探究できるよう専門科目、プロジェクト科目、演習科目を構成する。
- 4 学校現場等における課題を学生自ら設定し、共通科目、コース科目、北海道教育大学の特色ある領域科目、実習科目における学びと関連させて探究することを通して実践的研究力を身に付けるために、コース科目として実践論文を設ける。
- 5 北海道教育大学の特色ある領域科目は、北海道が抱えている教育課題に特化して学修することができるよう構成する。
- 6 実習科目は、学校現場における教育実践と省察を基盤としながら、コース科目に含まれるプロジェクト科目及び演習科目と連動して、教育実践研究課題の設定・探究・課題解決を行うことができるよう構成する。

また、教育課程編成の方針に基づき、理論と実践を往還・統合する学びを提供し、協働的な課題解決力や実践的研究力等を育成します。そのために、現職教員と学部直進者等、キャリアの異なる学生間の交流や、4つの修学校をつないだグループ討論等の協働的な学びを取り入れた講義、演習、実習、実践論文指導を実施します。

学修成果の評価については、「北海道教育大学大学院教育学研究科履修規則」に定める評価基準に基づき、講義、実習、演習等の授業形態に応じて、課題レポートや発表及び討論についての観察評価等の適切な評価方法により実施し、単位を認定します。

附 記

この方針は、令和4年4月1日から施行する。